



発行 東京都

目次

81

条 例

○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例…（環境局）…

条例のあらまし

●都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（条例第一八号）

一 排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成一三年環境省令第二一号）の改正に伴い、東京都における公共用水域に排出する汚水の暫定排水基準等を改めず。

（一）暫定排水基準の一部を見直します。

（例）ほう素及びその化合物

貴金属製造・再生業 一リットル当たり四〇ミリグラム ↓

暫定排水基準の対象から除外（一般排水基準（一リットル当たり一〇ミリ

グラム）に移行）

（二）暫定排水基準の適用期限を令和四年六月三〇日まで延長します。

二 この条例は、令和元年七月一日から施行します。

条 例

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年六月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第十八号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（平成十三年東京都条例第百十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十一年六月三十日」を「令和四年六月三十日」に改める。

附則別表ほう素及びその化合物（単位 ほう素として、一リットルにつきミリグラ

ム）の項中

ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）	を
うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）	を
貴金属製造・再生業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）	を

ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）

に、

金属鉱業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）

一〇〇

うわ薬製造業（うわ薬瓦の製造に供するものを製造するものであり、かつ、海域以外の公

一四〇

を

共用水域に汚水を排出するものに限る。

金属鉱業(海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。)

一〇〇

に改め、同表ふっ素及び

その化合物(単位 ふっ素として、一リットルにつきミリグラム)の項中

ほうろう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。)

うわ薬製造業(ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。)

を

ほうろう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。)

に改める。

附則

この条例は、令和元年七月一日から施行する。

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

